

後見制度支援預金概要説明書

2020年6月15日現在

商品名	・後見制度支援預金
販売対象	・個人のうち、家庭裁判所が「指示書」を交付した方
期 間	・期間の定めはございません。
預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・随時預入可能ですが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・随時払出しできますが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。 ①出 金：入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。 ②定額送金：自動振込等により、指定された間隔（例えば3ヵ月毎）で指定金額を定期的に後見人が別途管理する生活口座等へ振替える必要があると家庭裁判所が認めた際に交付されます。
利 息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利（毎日の普通預金の店頭表示の利率を適用します。） ・年2回（3月、9月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（マル優の利用はできません） ※令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・口座開設時に口座開設手数料5,500円（税込）が必要となります。 ・為替手数料について、定期送金振込手数料（自動振込基本手数料含む）は無料、出金および解約時には通常の為替手数料をいただきます。
付加できる特約事項	・指示書の指示内容による取扱いのみとなります。
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置	・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、電話089-946-1203）にお申し出ください。
紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛弁護士会紛争解決センター（電話：089-941-6279）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記愛媛弁護士会、東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 ・なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人ではお取扱いできません。・「指示書」の交付申請は被後見人の住所地を管轄する家庭裁判所に行ってください。・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、その他の振込、配当金、公共債元利金等の自動受取り、インターネットバンキングの契約はできません。・本口座は口座開設店のみお取扱いいたします。・「総合口座」のお取扱いはできません。・キャッシュカードは発行できません。・ATMでのご利用はできません（窓口でのお取扱いに限定します）。・現金でのお支払いはできません（管理口座への振替となります）。・預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）
------------	---

後見制度において利用する「後見制度支援預金」のご案内

～ ご本人の大切なご預金を安全かつ簡便に
管理するための制度です ～

愛媛信用金庫

- Q 「後見制度支援預金」とはどのようなものですか。
- A 後見制度による支援を受ける方（ご本人）の預貯金のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭は後見人がご自身で管理し、残りの通常使用しない金銭は「後見制度支援預金」として家庭裁判所の指示書に基づき別口座で管理するものです。
- Q 「後見制度支援預金」の作成手順を教えてください。
- A 後見人が管理するのに必要十分な金額以上の預金があり、「後見制度支援預金」を作成した方が良いと後見人が判断した場合、後見人は家庭裁判所にその旨申し出ていただき、家庭裁判所が発行した指示書を愛媛信用金庫に持参して「後見制度支援預金」を作成し、その通帳の写しを裁判所に提出します。
- なお、後見人が管理するのに必要十分な金額以上の預金がある場合、別途、家庭裁判所において専門職後見人が選任されることもあります。この場合、「後見制度支援預金」を作成した方が良いかどうかはその専門職後見人が判断し、一般的に手続き終了後に辞任します。
- Q 後見人が自由に「後見制度支援預金」を出金することはできますか。
- A 預け入れる場合も、出金する場合も家庭裁判所の指示書が必要となります。後見人が自分で管理している口座の資金が不足する場合、家庭裁判所に申し出ていただき、一時金交付等の指示書が発行してもらってください。
- また、後見人が管理している口座の残高が増加し、「後見制度支援預金」に追加で預け入れる場合も、家庭裁判所に申し出て追加預入の指示書をいただってください。
- Q 誤って指示書なく後見制度支援預金に預け入れた場合、入金訂正はできますか。
- A 指示書なく誤って入金した場合でも、出金又は訂正をする際は家庭裁判所の指示書が必要です。
- Q 本人の毎月の定期的収支は赤字なので、後見人の管理する預金はすぐに不足することが予想されるのですが。
- A そのような場合には、定期的かつ自動的に必要金額を「後見制度支援預金」から

後見人管理の預金口座に送金することができます。

また、本人の定期的な収支が変動した場合は、家庭裁判所に変更する理由を記載した報告書（書式は裁判所にあります）を裏付け資料とともに提出してください。家庭裁判所は報告書の内容に問題がないと判断すれば申出に基づいて定期金交付額変更の指示書を発行するので、送金額の変更をしてください。

Q 「後見制度支援預金」はいくらから預入できるのでしょうか

A 金額は自由です。例えば本人の預金残高が3百万円、かつ毎月の収支が黒字の場合で、後見人の手元には1百万円あれば十分と考えた場合には、残額の2百万円を「後見制度支援預金」に預入することで後見人の管理負担を軽くすることができます。

Q 同じような制度の後見制度支援信託とはどこが違うのでしょうか。

A 主な違いは次の3つです。

1. 後見制度支援信託では最初に専門職後見人の方が制度の利用可否を検討し、家庭裁判所の指示を受けて信託銀行で信託契約を結びますが、「後見制度支援預金」では専門職後見人が選任されるかどうかは家庭裁判所が判断します。このため、当初から親族後見人だけで手続きが進められることもあります。
2. 後見制度支援信託では最低預入単位が定められている信託銀行もありますが、後見制度支援預金は最低預入の制限がありません。従ってどなたでも利用し易くなっています。
3. 「後見制度支援預金」では、口座開設手数料が必要となりますが、後見制度支援信託で発生する信託報酬や手数料に比べると負担は少なく、また専門職後見人が選任されない場合は、選任に係る費用も発生しません。

Q 「後見制度支援預金」の金利はどのようになりますか。

A 「後見制度支援預金」は、普通預金の店頭表示金利を付利させていただきます。

Q 預金保険の対象となりますか。

A 「後見制度支援預金」も預金保険の対象となり、被後見人が愛媛信用金庫に預入されている他の預金と合算して1,000万円とその利息が保護されます。

Q 「後見制度支援預金」を利用しても家庭裁判所の後見監督はありますか。

A 「後見制度支援預金」を利用している場合でも、家庭裁判所は毎年定期的に後見報告をお願いしています。従って後見等事務報告書の提出時、「後見制度支援預金」を含む通帳のコピーも添付してください。また、収支一覧表の作成や、領収書などを保管するとともに、ご本人の心身の状態や生活の状況を定期的に記録するようにしておいてください。

以上

後見制度支援預金手続きの流れ

愛媛信用金庫

後見開始又は未成年後見人選任の申立て



後見人による後見制度支援預金の利用申し出

①預入する金額、②定期金交付の金額などを設定し、家庭裁判所に後見制度支援預金を利用する旨の報告書を提出します。



家庭裁判所による利用適否の検討



後見制度支援預金の作成

家庭裁判所が、報告書の内容を確認し、後見制度支援預金の利用に適していると判断した場合は、指示書が後見人に発行されるので、指示書を持参して愛媛信用金庫で口座の作成手続きをして下さい。



口座作成後、家庭裁判所に作成報告

・口座作成後速やかに、口座の写し等資料を添えて報告してください。